

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月3日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第30号

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例（平成28年郡山市条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>下水道事業の区域、処理人口、処理能力その他の経営に関する事項は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画において定めるところによる。</u></p> <p>5 <u>農業集落排水事業における農業集落排水施設の名称、区域その他の経営に関する事項は、郡山市農業集落排水施設条例（平成4年郡山市条例第23号）に定めるところによる。</u></p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>下水道事業の事業計画は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>汚水計画</u></p> <p>ア <u>流域関連公共下水道</u></p> <p>(ア) <u>処理区域面積 5,615.3ヘクタール</u></p> <p>(イ) <u>処理人口 237,100人</u></p> <p>イ <u>特定環境保全公共下水道</u></p> <p>(ア) <u>処理区域面積 174.5ヘクタール</u></p> <p>(イ) <u>処理人口 9,680人（うち観光人口 6,990人）</u></p> <p>(ウ) <u>1日最大処理能力 1,700立方メートル</u></p> <p>(2) <u>雨水計画</u></p> <p><u>排水区域面積 5,615.3ヘクタール</u></p> <p>5 <u>農業集落排水事業の事業計画は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>処理区域面積 1,521.5ヘクタール</u></p> <p>(2) <u>処理人口 18,740人</u></p>

(3) 1日最大処理能力 5,888立方メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。